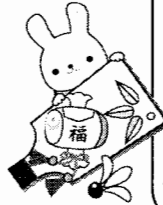


◇新年のごあいさつ

新年明けまして おめでとうございます。
北方町地域自治区の皆様におかれましては、つつがなく新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、北方町地域自治区行政につきまして日頃よりご理解とご協力をいただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。



北方町の人口H23.12.1 現在
(前月比)

男	2,120人	(+3)
女	2,298人	(-7)
計	4,418人	(-4)
世帯数	1,868世帯	

延岡市と合併して7年目を迎えようとしておりますが、北方町総合支所では北方町地域協議会委員や市議会議員の皆様、そして区長会などの各種団体とも連携・協力を図り、全職員一丸となって住み良いまちづくりをさらに推し進めて参ります。また、昨年は鳥インフルエンザの発生や東日本大震災など、危機管理をはじめとした私たちの暮らしについて見つめなおす機会となった出来事がありました。これらの教訓・経験を生かし、安心して安全なまちづくりに取り組んで参ります。

結びに、新年が皆さんにとりまして素晴らしい一年となりますことを心より祈念申しあげ、新年のご挨拶とさせていただきます。本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

北方町総合支所長 高見 和嗣郎

新年明けまして おめでとうございます。

北方町地域自治区の皆様におかれましては、清々しい新春を迎えられたことと心よりお慶びとお祝いを申し上げます。

合併から早7年目、新生延岡市としての一体感が年を追う毎に育まれているように思われます。しかし、北方町には未だ解決すべき課題も多く残されており、昨年暮れの12月19日には北方町の経済振興と安全・安心な暮らしを確保するための社会基盤の整備推進等について、市長に意見書を提出したところであります。北方町地域協議会は、これからも地域住民の意見を反映させるべく行政運営にはたらきかけていくとともに、住民と行政の連携強化を図り市民協働によるまちづくりを進めていく所存であります。引き続き皆様のご支援・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、新しい年の皆様のご健勝を祈念申し上げまして新年のご挨拶といたします。

北方町地域協議会長 甲斐 和芳



* 1月の行事 *



●E.T.Oランド元旦フェスタ2012

日時：1月1日（日）午前6時～

備考：『お年玉抽選会』が午前8時より行われます。抽選券は午前6時から午前8時までに来園された方に配布されます！

●出初め式

日時：1月8日（日）

午前8時30分～午前10時

場所：北方インター公園

●新春カルタ大会

☆すごろく・かるた（幼児～小学四年生）

☆百人一首（小学五年生～一般）

日時：1月7日（土）午後2時～

場所：図書館北方分館 多目的研修室

※ 入場無料です！年齢制限もありませんので大人の方も参加できます♪

●成人式式典

日時：1月8日（日）14時～

延岡総合文化センター



北方町総合支所 市民サービス課からのお知らせ



☆市県民税・国民健康保険税の申告について～☆

○ 申告受付会場と日時について

北方町総合支所市民サービス課税務係では、平成24年2月2日(木)から3月15日(木)の間に、各地区の公民館等や総合支所に申告受付会場を開設します。会場・受付期間については広報のべおか1月号でお知らせしておりますが、皆様には円滑な申告になりますように以下の準備をお願いします。

・当日申告に必要なもの

- ①給与、年金の源泉徴収票
- ②社会保険料控除証明書(国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料等)
- ③生命保険料、個人年金保険料の控除証明書
- ④地震保険料控除証明書(旧長期損害保険料含む)

・農業所得のある方

申告事務を円滑に行うため事前に「農業所得 収入経費・回答書」を12月に送付しておりますので、必要事項をご記入の上、期限厳守で1月13日(金)までに返信用の封筒でご返送をお願いします。(直接、総合支所市民サービス課に持参していただいても構いません)また、回答書作成の際には、経費の領収書、JA発行の明細書等で確認の上、ご記入ください。

・肉用牛多頭飼育者の方

肉用牛多頭飼育者の方については、平成24年2月9日(木)から2月10日(金)に総合支所において申告の受けを行います。(対象者の方には別途案内文を送付いたします)

・年金収入のみの方

収入が、年金収入のみの方は、平成24年1月31日(火)に総合支所において申告の受けを行います。(対象者の方には別途案内文を送付いたします)

～口座振替推進について～

北方町総合支所では、市税及び各種料金の納税・納付に便利で安全確実な口座振替の利用を推進しています。申込は、通帳・通帳印・納税通知書を準備していただき、総合支所市民サービス課またはご利用の金融機関でお願いします。

お問い合わせ先) 北方町総合支所市民サービス課税務係 Tel: 47-3601

◇第45回夜間ミニバレーボール秋季大会の結果について

11月21日(月)に北方勤労者体育センターで開催されました第45回夜間ミニバレーボール秋季大会(干支のまちスポーツ振興協議会主催)の結果をお知らせいたします。

総勢16チームが各クラスに分かれ、熱く、楽しい試合が繰り広げられました。

Aクラス

優勝 チーム名: シュー(尾方美智子 中尾憂紀 日高さより 本田千津代)

準優勝 チーム名: クリーム(吉田五月 広瀬久美子 甲斐輝代 甲斐篤)

Bクラス

優勝 チーム名: 南久ひまわり(長谷川敦子 河野公子 柳田純子 柳田幸男)

準優勝 チーム名: ベルコパン(増田直美 松田章子 増田シナ子 河野和子)

Cクラス

優勝 チーム名: 北方えとっ子(鬼塚幸代 川上春子 柳田喜美子 佐藤良子 戸高佐和子)

準優勝 チーム名: なでしこ(花畑直代 柳田トミ子 橋倉芳子 川並シズ子 橋倉カオル)



◇第14回 ねずみカップソフトボール大会が開催されました！！

この「ねずみカップソフトボール大会」は、曾木区を四つの地区に分け毎年米の収穫が済んだ時期に開催されており、本年も北方小学校のグラウンドを舞台に熱戦が展開されました。



＜試合結果＞

- ☆優勝 … ガッツ荒谷
- 準優勝 … 下曾木
- 第3位 … 柳瀬
- 第4位 … いぜの川ファイターズ（後曾木）

皆様、お疲れ様でした。

◇～めざせ天下一！健康長寿のべおか～

○平成23年度 北方町健康長寿推進リーダー・推進員の研修会が開催されました

延岡市が取り組んでおります「健康長寿のまちづくり」には、地域における推進役として各区（26区）にリーダー（区長）と推進員が配置されています。その皆さんを対象に、初年度の研修会が11月17日（木）午後7時より、北方町コミュニティーセンターにて開催され、自主参加者を含め49名の出席がありました。（北方町区長会主催）

当日は、北方医院の院長：日高孝紀先生から、地域医療の問題点を始め、先生自身の経歴やいつもの日程紹介、特定健診の健診率向上の必要性など幅広い講話があり、延岡市の地域医療を守る条例の基本理念「地域医療を守る」「健康長寿をめざす」をそれぞれの立場で固守していくことを改めて確認しました。

また、出席者からは、日平区が取り組んでいる月2回の公民館での健康チェックや下鹿川区のミニバレー、川水流区のウォーキング大会などの状況報告があり、今後のこの取り組みの必要性や推進への共通の認識を深めるための有意義な研修会となりました。

今年度を初年度として、各区（26区）にリーダー（区長）と推進員が配置され、「健康長寿のまちづくり」のための様々な活動が、それぞれの区において展開されています。

ご協力をお願いいたします。

○延岡市特定健診のお知らせ

医療機関で受診する「いきいき健診」は、1月31日までです。延岡市国民健康保険に加入されている40歳以上の方で、今年度の特定健診をまだ受診されていない方は、平成24年1月31日までに、市内の医療機関にて受診ができますので、お知らせいたします。

なお、事前に予約が必要な医療機関もありますので、詳細につきましては、5月に配布しました「延岡市健診ガイド」をご覧ください。市民サービス課（TEL：47-3601）までお問い合わせください。

◇宮崎県社会教育功労者表彰を受賞されました！

谷川隴様は、昭和60年から旧北方町青少年健全育成町民会議の役員を歴任され、青少年の健全育成に貢献されるとともに、平成14年から旧北方町社会教育委員、平成18年からは延岡市社会教育委員として社会教育活動に貢献されています。

そうした長年の功績がみとめられ、この度宮崎県社会教育功労者表彰を受賞されました。



ほなみ（穂波） 波のように揺れる穂＝豊作



○林業体験学習会が開催されました

林業体験学習会が（主催：延岡市教育委員会・共催：北方林業研究グループ）11月19日、北方総合運動公園などを会場に開催されました。

学習会には、延岡市内の小学生約60名と北方町林研グループ会員などの合計約70名が参加、伐採作業やチェーンソーアートの見学、丸太切、植林作業等を行ないました。

この学習会は、林業の大切さや仕組みなどを実際に体験して学んでもらおうと開催されたもので、参加した子供たちは、丸太切や植林作業など熱心に取組んでいました。

また、鹿川チェーンソーアートレンジャー部隊によるチェーンソーアートの見学では、杉の丸太から作られる鯉などの彫刻に歓声が上がっていました。



熱心に植林作業を行なう子供たち(笠下山林にて)

◆森林法の改正について

●新たに森林の所有者となった場合、市町村長への届出が義務付けられます

森林法の改正により、平成24年4月1日から新たに森林の所有者となった場合、届出が義務付けられます。

届出が必要となる場合

- ・売買による森林の土地の取得
ただし、森林を含む土地について、次の面積の売買は国土利用計画法に基づく届出を行わなければならないため森林法上の届出は不要（北方地域）
都市計画区域以外のため 10,000 m²
- ・相続又は贈与による森林の土地の取得
- ・無償譲渡による森林の土地の取得 など

届出の手続き

- ・届出の期間
新たに森林の土地の所有者となった日から90日以内
- ・届出に記載する事項
土地所有者の氏名、異動の年月日、原因等
- ・届出の添付書類
権利取得の原因となる事実を証明する書面、位置を示す図面 など

●伐採届出制度の改正について

伐採届出についても、平成24年4月1日から制度が改正されます。

伐採届 現行

- ① 市へ所有者と伐採事業者の連名で届出書提出（30日から90日以内）
- ② 市が市町村森林整備計画に基づき審査
- ③ 適合する場合に事業者と伐採事業者へ適合通知書を送付
- ④ 適合通知書により伐採・造林等の実行
- ⑤ 計画に従わず悪質な場合罰金30万円



改正後

- 罰金等が強化されました。
- ①と②については同様
 - ③適合通知書が届出済証に改正される予定
 - ④届出書の内容のとおり伐採・造林等の実行
 - ⑤届出内容と異なる場合、届出書が提出されていない場合は、中止命令、遵守命令等が行なわれるようになります。また、罰金についても100万円になります。